

令和元年6月9日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2018

課題番号：26370813

研究課題名（和文）自然災害の記録化と伝承・信仰に関する研究

研究課題名（英文）Study on the Records of Natural disasters, Related to Tradition and Faith

研究代表者

西川 広平（NISHIKAWA, Kohei）

中央大学・文学部・准教授

研究者番号：60574150

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,700,000円

研究成果の概要（和文）：1707年に発生した富士山宝永噴火の災害記録は、単に災害の状況が記載されただけでなく、富士山信仰に及ぼす影響への配慮や、山梨・静岡両地域をまたいで活動した人々による情報の伝達を反映して、意図的に作成・継承された。また、東日本を代表する火山である浅間山の災害記録にも、富士山の噴火や信仰の歴史が反映され、情報の共有化が図られた。この結果、災害記録を史料として研究する場合、その記録が作成された状況を具体的に考察しなければ、災害や復興の解明に重大な影響が生じることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の結果、これまで地域ごとに個別にまとめられていた宝永噴火の災害記録が一括して把握されるとともに、災害記録の作成や継承が、地域の人々の生活や生業に及ぼした影響が明らかとなった。2011年3月11日に発生した東日本大震災を始めとする近年の大規模災害に際しては、被災地における文化財のレスキューや災害情報の記録化を行う事業が、現在も継続的に実施されている。本研究の成果は、現代社会で課題となっている災害の記憶を継承するあり方を、歴史から学ぶ機会に有効な情報として活用が期待される。

研究成果の概要（英文）：The Records of the 1707 Eruption on Mt.Fuji was compiled and inherited, while considering the effects on the Faith for Mt.Fuji, and the communications of the people coming and going between Yamanashi and Shizuoka.

Also the Records of the Eruption on Mt.Asama,the typical Volcano in Eastern Japan, reflected the history of the Eruption and Faith for Mt.Fuji, while sharing the informations.

If you study the history through the Records of Natural disasters, you must study the process of compiling those Records.

研究分野：日本中世史

キーワード：災害史 噴火災害 宝永噴火 富士山 天明噴火 浅間山 信仰 中近世

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

#### 2000年代以降における災害史研究の推移

1990年代以降、地球規模で自然環境の変動期を迎え、日本列島を度々自然災害が襲う事態が発生している。こうした中、日本中世史研究において災害史を対象とした研究は、開発史や環境史の諸研究と密接に関わりながら、2000年代以降、積極的に行われてきた。

特に、中世における気候変動が社会に及ぼした影響を解明する研究が注目される(磯貝富士夫、藤木久志ほか)。この分野では、気候の冷涼化にともない凶作や飢饉が頻発した結果、鎌倉期には農民の下人身分への転落が広範に見られ奴隸制社会が展開するとともに、戦国期には日本列島規模で内乱が拡大する原因となったこと、また温暖化へ向かった鎌倉末期・南北朝期には、水田二毛作が展開したことが指摘されている。

この一方、噴火災害や地震・津波災害が社会に及ぼした影響を探る研究も見られる(峰岸純夫、矢田俊文ほか)。この分野では、12世紀半ばにおける浅間山の噴火からの復興過程で、北関東では私領の形成や荘園公領制の成立が展開したことや、明応7年(1498)に発生した明応地震による太平洋沿岸の港湾破壊と海運の衰退が明らかにされている。

これらの研究では、人間と自然との関わりの歴史の中から、社会の発展の中で切り落とされ、失ってきたものに焦点をあてて、人間による生命維持の知恵を探る必要性が指摘されるとともに、過去に発生した自然災害のメカニズムや被害状況の解明が進んだことが評価される。

#### 災害史研究の課題

自然災害の歴史を解明した上記の諸研究では、それぞれの災害の状況やそれから受ける社会的な影響について、復興過程をも含めて考察が進み、大きな成果を得ることに成功した。この一方、災害に関する史料が作成・記録され、今日までどのようにして受け継がれてきたのか、また災害が地域の伝承や信仰の中にどのような影響を及ぼしたのかという課題については、これまで十分に研究されてこなかった。

この結果、災害や復興が区切りを迎えると、この過程が過去の歴史的な事件としてのみ扱われ、後世の社会とは別次元のものとして認識される傾向を否めない。すなわち、歴史的な自然災害の経験や教訓が、後世にどのように生かされてきたのかという今日的な課題について、未だに考察が行われていない状況である。

### 2. 研究の目的

上記した災害史研究の課題を踏まえ、本研究は自然災害に関する古文書・古記録から成る文献史料を「災害記録」と位置付け、その記述内容に留まらず作成・記録化の経緯とともに、今日に至るまでの災害記録の伝来過程について考察することとした。

特に、富士山の噴火災害や土石流災害、水害等が相次いで発生した、古代・中世～近世の甲斐国(山梨県)のうち富士山麓及び甲府盆地周辺地域を対象として、下記にあげた研究内容を実施し、災害記録の後世への継承のあり方を研究するとともに、それをとおして、古代・中世～近世における人々の自然観の変化を明らかにすることを目的とした。

古代・中世における富士山の噴火災害を伝えた歴史書や年代記の内容が、地域内外に伝わる史料の中で引用された状況を確認するとともに、江戸時代に発生した宝永噴火の史料が保存され、伝来した状況を研究する。

富士山麓で発生した雪崩災害である雪代に関する中世～近世の史料の所在を山梨・静岡両県において調査する。

甲府盆地を流れる富士川水系において中世～近世に発生した水害に関する史料を調査し、考古学の成果もふまえて災害や開発の状況を具体的に明らかとするとともに、水害に関する史料や伝承・信仰の伝来過程を研究する。

山梨県内の災害状況と他地域で発生した同種の災害に関する史料を比較分析し、災害情報が相互の地域に及ぼした影響を研究する。

### 3. 研究の方法

本研究では、上記した目的を達成するために必要な研究の方法として、下記のような内容を掲げ、関連する調査や史料分析を行った。

宝永4年(1707)の富士山宝永噴火に関する災害記録を山梨・静岡両県内を中心に確認し、その伝来過程を考察する。また古代以来の災害記録が後世に引用された状況を探る。

富士山麓で発生した雪代に関する中近世の災害記録を山梨・静岡両県において調査し、その伝来過程を考察する。

笛吹川流域で中近世に発生した水害に関する災害記録を対象に、遺跡のデータも参考にして災害や開発の状況を明らかにし、記録や伝承・信仰の伝来過程を考察する。

災害記録が伝来した状況を相対的に考察するため、長野県・群馬県にある浅間山の噴火に関する災害記録を、富士山の事例と比較する。

### 4. 研究成果

- (1) 富士山宝永噴火に関する古記録の編纂過程  
史料に見える噴火災害の状況

宝永4年(1707)の富士山宝永噴火は、現時点で直近に発生した富士山の噴火災害である。静岡側の南東山腹からの噴火とそれともなう災害の状況は、古文書や絵図等によって伝わっている。この内、富士信仰の拠点である吉田地域(山梨県富士吉田市)に伝わる文献史料として、宝永4年12月「富士山焼出之節之事」(史料1、『富士吉田市史』資料編3189号)がある。本史料には10月4日の地震、11月23日の印野村(静岡県御殿場市)上方山腹における噴火、須走村(静岡県小山町)における降灰や火山弾による火災発生が記されているが、注目したいのは、「吉田口の神職が日頃より浅間神社を厚く保護してきた結果、籠坂峠から上野原までの郡内領では、少しも噴煙がかからず砂が積もる被害が生じず、時々煙がたなびいても西風で吹き払われ暗くなることがなかった。御師たちが11月23日の噴火当初より浅間神社に参籠して鎮火まで祈祷に努めたことを旦那に知らせ、記録に残す。」との記載である。すなわち、御師の祈祷活動が災害を防ぐ効果を発揮したと宣伝するため、本史料は作成されたと考えられる。

一方、同年12月12日に平野村(山梨県山中湖村)名主他が作成した嘆願書(史料2、『山梨県史』資料編12268号)によると、人々の家業が失われるとともに作物が不作のため、飢饉となったとし、救済措置を嘆願している。特に3名の村役人のうち2名は、大明見村と小明見村(富士吉田市)に滞在中のため印鑑所持とあるが、彼らは災害を逃れて避難したのであろう。噴火災害に関する記録化の広がり

その後、山梨側で宝永噴火の災害記録が作成されたのは、文化11年(1814)『甲斐国志』巻35山川部第16上(史料3)である。それによると、古代の富士山の噴火は正史に詳述された一方、宝永噴火は文献による記録がなく口伝のみが継承されたが、上吉田村(富士吉田市)の御師田辺安豊の長歌には災害の実情が記述されており、この原文を写したという。この内容は、11月23・24日の噴火と須走村の被災状況とともに、上吉田村でも避難をめぐり混乱したが、26日より神職や御師が北口本宮富士浅間神社に詰めて祈祷した結果、西風が吹き黒煙や雷が治まり、人々の参詣が相次いだとある。すなわち、史料3は史料1と同様、御師が各地の富士講信者に対して、宝永噴火の様子と吉田口の安全を伝えるために作成されたと判断される。

一方、静岡側における宝永噴火関係史料の内、正徳6年(1716)の「宝永砂降記」(史料4)には、噴火による石や砂の堆積と火災の発生、そして死を覚悟した人々の様子、故郷からの離散、累代の家宝の売却や他地域での奉公による生計の立て直しなど、御厨地域の人々が遭遇した困難な状況を述べた後、7、8年間の辛苦は言葉では表し難く、飢饉の中、石や砂を取り除き良田を開いたことは、後世に一部しか伝わらないとある。史料4は、宝永噴火による壊滅的な被害から御厨地域の村々が復興してきた状況を後世に伝えるため作成されたことがわかる。

ところで、史料4は19世紀半ばの『修訂駿河国新風土記』に収録されているが、史料3の引用等による同書の編集が天保2年(1831)までに終了した後、甲斐国の河口浅間神社(山梨県富士河口湖町)の御師中村筑前高通が駿東郡古城村(小山町)の住人のもとで写した「宝永砂降記」を本人より紹介されたとある。御厨地域における宝永噴火の被害状況は、山梨側の御師をとおして静岡側に紹介された後、静岡側の災害記録として普及したと考えられる。

## (2) 富士山宝永噴火に関する災害記録の特徴と影響

### 災害記録の分類と情報源

山梨・静岡・神奈川各県を中心に伝来する宝永噴火の災害記録は、下記のように分類される。

- A 後世への継承を目的に被害や復興状況を記載した古文書
- B 領主に対する被害状況の報告や領主による砂降見分への対応に関する古文書
- C 被災者や潰家軒数を記した覚書・人別帳、並びに砂積地を記した土地台帳や年貢割付状
- D 御救米・扶持米等の支給願並びに年貢減免願等、領主による救済措置に関する古文書
- E 川浚入用金下付・作付変更・集落移転等、復興に係る領主への出願に関する古文書

また、下総国佐原村(千葉県香取市)の伊能景利が記した「入目録」(伊能忠敬記念館蔵)には、宝永4年11月23日付で吉原宿から報告された注進を幕府の勘定奉行から老中に上申した申状、また幕府の御徒目付が須走村(小山町)の被害状況をまとめた11月晦日付の「口上之覚」が記されている。また、景利が記した「宝永四丁亥年日帳」(個人蔵)11月晦日条には、小田原(神奈川県)の被災状況について、江戸より佐原に帰還した小倉三次郎がもたらした書状より記されている。宝永噴火の古記録は、幕府と商人仲間を情報源に作成されたのである。

### 宝永地震と宝永噴火

宝永噴火の災害記録には、10月4日に起きた宝永地震の災害記録と合わせて記載している事例が多い。旗本伊東祐賢が記した「伊東志摩守自筆日記」(宮崎県立図書館蔵)11月14日条によると、前日に日向国(宮崎県)飢肥藩主伊東祐実の家中より祐賢に使者が来訪し、10月4日の宝永南海地震における飢肥藩領の様相を伝える書付が届けられており、地震と津波による死没者や破損箇所等の被害状況が記されている。そして、その直後の11月23日条に、祐賢が江戸で目撃・体験した宝永噴火の状況が記されている。また、「富士山焼出地震覚書」(個人蔵)にも、「大地震富士山焼之事覚書」と題して、10月4日の宝永東海地震における家屋の倒壊や避難の状況が記載された後、宝永噴火の発生・被害状況が記されている。現代の科学的な分析を待たず、18世紀初頭の社会において経験的に地震と噴火災害が一体的に把握されていた。

### 宝永噴火と信仰

先述のとおり、宝永噴火に関する災害記録の作成や普及には、信仰との関わりが注目される。「入目録」には、伊能景利が佐原で採集した宝永噴火の噴出物の他に、日本列島各地で産出さ

れたいわゆる「霊石」を収集していた記載がある。この状況を整理すると、採集・購入・贈与により景利が入手した石の採取地は、湯殿山（山形県）・那智（和歌山県）・熱海（静岡県）のように修験の霊場が多数を占める。また景利自身による西国巡礼や四国遍路、六十六部廻国聖からの贈与も記されており、霊場参詣との関係がうかがわれる。したがって、景利による宝永噴火の焼灰・焼砂・焼石の入手は、単純に災害記録としての保存やコレクション化を目的としたものではなく、修験と関わった景利自身の信仰を踏まえて行われたものと考えられる。

#### 浅間山天明噴火の災害記録への影響

宝永噴火の災害記録が、他の火山における噴火災害に及ぼした影響について、天明3年(1783)7月7日の浅間山噴火を事例に考察する。「浅間焼出し大変記」(個人蔵)には、天明噴火以前の歴史的な災害の一つとして宝永噴火があげられたが、宝永噴火の状況は口伝のみが継承され詳細がわからないことを踏まえて、噴火災害を後世に伝えるべく天明噴火の災害記録が作成されたとある。一方、八幡山(埼玉県児玉町)の福田清右衛門が作成した「浅間山噴火の次第」によると、当地では宝永噴火により降砂の被害が生じ、当時の米価を記した記録が伝来しており、天明噴火の状況と比較している。宝永噴火の災害記録は、同じ修験の霊場である浅間山の天明噴火に関する災害記録に影響を及ぼし、参考や比較の対象として受容されていたのである。

### (3) 戦国期上野国赤城山における富士浅間神の勧請

戦国時代、御師による列島各地への勧進活動が活発化して、道者による富士参詣が盛んとなった。峰岸純夫氏は、永禄12年(1569)「富士浅間大菩薩」が赤城山に飛来すると神託を受けて、厩橋城代(群馬県前橋市)の北条高広が祭祀の実施や山内等での喧嘩口論等の禁止を三夜沢赤城神社(前橋市)に指示したことに注目し、この背景には、赤城山於呂嶽(荒山)に噴煙があがり、活火山である富士山の祭神が飛来すれば大規模な災害となることが危惧されたこと、また富士信仰の盛行を受け、荒山がその聖域となったことを指摘した(峰岸2003)。峰岸説の検証により、赤城山に富士山の祭神である浅間神が勧請された経緯を考察する。

#### 赤城山への浅間神の勧請

三夜沢赤城神社東宮社家の奈良原文書の内、峰岸が考察した永禄12年閏5月23日付「北条高広制札」(史料5、『群馬県史』資料編7 2492号)によると、高広は「三夜沢之社人一同」の「注進」に対して「神慮」に任すよう指示しており、彼は神事の興行に関与するとともに、境内や路次・町中における安全を保障する立場にあった。また、元龜3年極月13日付「北条高広制札」(史料6、同2720号)には、戦国大名や国衆に仕える「奉公方の者」による三夜沢での狼藉禁止等が記されているが、高広は史料6と同日に「三夜沢一山宮中」の差配を奈良原紀伊守・宮内少輔父子に任せて「守護不入」とした。これらは、永禄3年(1560)9月27日、関東管領上杉憲政が赤城山を祈願所としたことに起因し、同5年3月9日には憲政の地位を継承した上杉輝虎(謙信)も「赤城山三夜沢神主」に「守護不入」の特権を認めている。

このことから、史料5・6の内容も上杉家との関係を踏まえて承認されたものと考えられる。

#### 富士山東泉院の越後国往来

一方、永禄12年の駿河国は、前年12月以降武田信玄による侵攻を受け、今川家が滅亡する混乱期にあった。また相模国(神奈川県)の北条氏康・氏政も今川家の支援に乗り出している。

こうした状況下で永禄11年(1568)12月25日、今川氏真是上杉輝虎に宛てて支援を依頼する書状を送り「使僧」を派遣したが、翌永禄12年(1569)閏5月4日付「北条氏康書状写」(史料7、『静岡県史』資料編8 5号)によると、「富士東泉院」が氏真の使僧として越後国に向かう際、路次の警護を担当するよう、氏康が上野国新田領の国衆由良成繁に要請している。

東泉院とは、富士郡下方地域(富士市周辺)における富士信仰の拠点であった「下方五社別当」富士山東泉院の住持大納言雪山を指す。永禄12年5月21日付「今川氏真判物」(史料8、『六所家総合調査報告書』古文書 11号)によると、氏真是越後国への使僧受諾の「忠賞」として、東泉院に富士修験の拠点であった富士山興法寺(富士宮市)の道者坊「村山三坊」の一つ「辻坊」(辻之坊)に与えられた「葛山采女正」跡職や「室六道之関」の知行を承諾している。

その後も東泉院は繰り返し越後国に派遣されたが、その端緒となった史料7が、「富士浅間大菩薩」の赤城山への飛来を記載した史料5発給の直前に作成されたことは注目される。駿河国における政治状況と「赤城神社年代記」の記載内容との関連性がうかがわれる。

#### 上野国衆由良成繁の役割

東泉院が今川氏真より越後国に派遣された際、路次通行の保証に関与したのが由良成繁である。永禄11年12月28日付「由良成繁覚書案」(『群馬県史』資料編7 3545号)によると、成繁は沼田城在番の上杉家臣松本景繁に、駿河国の情勢と北条家・武田家の動向を伝えている。また(永禄12年)2月6日付「北条氏康書状」(同2438号)によると、氏康は成繁に対して、北条家の使者天用院が越後国に派遣されることを伝え助言を依頼するとともに、天用院に差し添えられた今川氏真の使僧(善徳寺)も新田領に逗留するので、指南するよう指示している。

ところで、永禄9年(1566)12月12日付「由良成繁制札」(同2330号文書)によると、成繁は大胡領の三代沢における乱妨狼藉を停止するよう指示しているが、成繁は三夜沢赤城神社がある大胡領に隣接する新田領の国衆として同社と関係を持っていた。同社西宮の宮殿の扉裏には「源成繁 寄納」との墨書銘があり、成繁が同社の信仰に関与していたことも確認できる。

先述のとおり、東泉院は由良成繁を通して上杉家への接触を図ったが、上杉家・由良家とも接点がある三夜沢赤城神社に上杉家への仲介を依頼したのではないだろうか。このことが、富

土信仰の受容をとおして信仰の拡大を図った三夜沢赤城神社によって、永禄 12 年における荒山への「富士浅間大菩薩」勧請に反映されたと考えられる。

#### (4) 戦国期の地域寺社における井堰築造と景観

田地開発の重要な要素を占める井堰の築造は、中世史研究における主要な研究課題となってきたが、畿内・西国を対象とした研究と比較して、東国の事例は十分に考察されていない。また、国衆・土豪や地域に信仰圏を有する寺社等による普請への関与の解明が不十分である。そこで、大井俣窪八幡神社（山梨県山梨市、以下「窪八幡神社」という）と関わる 16 世紀の井堰築造の事例をとおして、国衆・土豪および寺社権力による井堰の開発について考察する。

『王代記』に見る「一ノセキ」(一ノ堰)の築造

窪八幡神社の中世における状況を記した『王代記』（『山梨県史』資料編 6「記録・法典」3号）天文 12 年（1543）条には「一ノセキ七百人シテスル、翌年六月水二破ル二堰代岩手御寄進」とあり、700 人の人足を動員して「一ノセキ」の普請が実施されたが、翌年（天文 13 年）6 月に水害により破損し、「岩手」より「堰代」が寄進されたという。この「岩手」とは、窪八幡神社のある八幡郷に隣接する岩手郷（山梨市）の国衆岩手信盛を指す。また「堰代」は井堰の維持管理費用とみなされるが、岩手家の得分になっており、同家が井堰の維持管理により農業経営や勤農行為に責任を負っていたことがわかる。この権利が窪八幡神社に継承されたのである。

「一ノセキ」については、弘化 4 年（1847）3 月付「八幡北村明細帳」に「一ノ堰」（山梨県史資料叢書『村明細帳』山梨郡編 43 号）、また同 3 年 4 月付「八幡南村明細帳」（同 42 号）に「横堰」が見える。いずれも岩手村と隼村（山梨市）との境界で笛吹川から取水し、近世には八幡北村・同南村が管理していたとあり、「一ノ堰」と「横堰」とは同一の井堰を指すが、これらより、中世の「一ノセキ」は近世の「一ノ堰」「横堰」の前身であり、国衆岩手家の本拠地岩手郷で笛吹川から取水し、八幡郷の田地を灌漑するための井堰であったと判断される。

窪八幡神社境内古絵図に見る水路

戦国期における窪八幡神社の境内の状況を記載した史料として、天文 22 年（1553）に「寺家」「社人」による境内の掃除役の分担箇所を示すために作成された「窪八幡神社境内古絵図」（天文指図）がある（『山梨県史』文化財編）。天文指図を見ると、本殿の背後に境内を横切る水路が描かれているが、「此水八天文宮内少輔室永代ヲ御寄進マテ宮中二入ル、」との注記があり、天文年間（1532～1555）に「宮内少輔」の妻によって寄進されたことがわかる。『王代記』天文 3 年（1534）条にも「八幡宮中二水入ル、」とあり、天文指図に描写された水路と一致する。現在も境内に水路を確認できるが（図 1）、この水路は、東地区（岩手村）より北地区（八幡北村）に入る「横堰」から引水し、境内を横断した後、横堰に再び合流する。

ここで 16 世紀前半に窪八幡神社に関わる「宮内少輔」を称した人物として窪川宮内少輔が注目される。宝永 2 年（1705）6 月付「窪八幡神社由緒書」（『山梨市史』文化財・社寺編第 2 章）には、「天文十二卯年、武田晴信公上意二而用水堰入候、是者窪川宮内少輔寄進二而御座候」とあり、武田信玄の指示で築造された「一ノセキ」は、本来、窪川宮内少輔が窪八幡神社に寄進した井堰であったという。ところで、天文 20 年（1551）7 月 5 日、窪河宮内丞が「八幡之郷」内で 8 貫 500 文の荒地を武田家より与えられ（『山梨県史』資料編 4 555 号）、弘治 3 年（1557）3 月 10 日には、窪川宮内丞が信濃国水内郡葛川（長野市）における戦功を信玄より賞された（同資料編 5 541 号）。窪川宮内丞は、官途成より窪川宮内少輔の直系の一族とみなされるため、窪川宮内少輔は八幡郷の土豪であり、戦国大名武田家に出仕した侍分であったのだろう。また、天文指図に記された掃除役の分担者にも宮内丞が見え、社家的な性格を認められる。



図 1 窪八幡神社境内における水路の現況

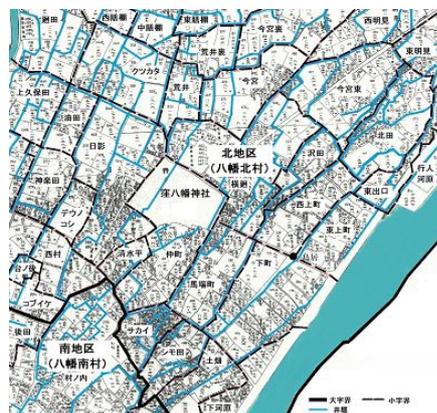


図 2 窪八幡神社周辺小字境界図

#### 井堰の築造と地域社会の変化

『甲斐国志』巻 3 村里部 1 によると、窪八幡神社の周辺に所在する八幡南・八幡北・江曾原・市河・大工・堀之内・水口・切差の 8 か村（山梨市）は、近世に「八幡入八郷」と呼ばれていた。これらの村々は、いずれも笛吹川支流の兄川および弟川（窪川）が形成した扇状地にあるとともに、窪八幡神社の「産子郷中」と認識され（『甲斐国志』巻 56 神社部 2）、兄川・弟川（窪川）から取水する井堰を利用していた（山梨県史資料叢書『村明細帳』山梨郡編 42・43 号）。

また当該地域には、「八幡条里」と呼ばれる地割が表層に見られるが、これは古代の条里地割を、12世紀末に安田義定の一族が、八幡（窪八幡）郷と安田郷から成る八幡荘の経営にあたり再編して成立したと考えられている（『山梨市史』史料編考古・古代・中世）。

このような八幡条里の地割は、山梨市北地区（八幡北村）の小字の境界にも反映されている。図2のとおり窪八幡神社以西の地域では、小字「クツカタ」「油田」「神楽田」など八幡条里と同一軸で方形に区切られた字界が見られる一方、同社以東の笛吹川右岸に沿った地域では、「北田」「沢田」など笛吹川に沿って細長い字界を確認できる。これらは、堤防の普請等により河川の流路が固定化されることによって、流路内に存在した中州等の河原が集落化または耕地化して開発が進展した痕跡と推測されるが、『王代記』天文9年（1540）条に、窪八幡神社の鳥居が河畔の現在地に造営されたとあることから、16世紀前半に窪八幡神社東側に広がっていた笛吹川の河原が集落化・耕地化したと考えられる。窪八幡神社は、異なる地割を前提とした2つの村落間ネットワークを結節する役割を担っていたのである。

#### 【主要参考文献】

- ・大高康正「富士山東泉院の歴史」 同著『富士山信仰と修験道』岩田書院、2013年
- ・北原糸子編『日本災害史』吉川弘文館、2006年
- ・国立歴史民俗博物館編『ドキュメント災害史 1703-2003』歴史民俗博物館振興会、2003年
- ・永原慶二『富士山宝永大爆発』集英社、2002年 / 吉川弘文館、2015年（再版）
- ・藤木久志『日本中世気象災害史年表稿』高志書院、2007年
- ・峰岸純夫『中世災害・戦乱の社会史』吉川弘文館、2001年
- ・同「中世における赤城山於呂嶽（荒山）の噴火と富士浅間信仰」同編『日本中世史の再発見』吉川弘文館、2003年

#### 5. 主な発表論文等

##### 〔雑誌論文〕(計3件)

西川広平「戦国期の地域寺社における井堰築造と景観 甲斐国 窪八幡神社を対象にして」『紀要』中央大学文学部、査読無、史学63号、2018年、pp.1-26

西川広平「戦国期上野国赤城山における富士浅間神の勧請について」『山梨県立博物館研究紀要』、査読無、11集、2017年、pp.80-90

西川広平「富士山宝永噴火に関する資料の記録化について 山梨側の地域資料を対象に」『山梨県立博物館研究紀要』、査読無、10集、2016年、pp.48-58

##### 〔学会発表〕(計7件)

西川広平「日本中世の地域社会と水資源 歴史に見る自然と人との関わり」(日本水環境学会大会 招待講演、2019年)

西川広平「中世の地域景観を探る 文献史学を越えた試み」(中央大学人文科学研究所「歴史学と考古学」研究報告、2018年)

西川広平「16世紀 窪八幡神社における井堰築造と地域景観」(大井俣窪八幡神社有志の会 招待講演、2017年)

西川広平「富嶽三十六景と富士山信仰」(山梨県立富士山世界遺産センター、2017年)

西川広平「信玄堤と甲斐の治水」(日本国土調査測量協会 招待講演、2015年)

西川広平「世界遺産『富士山』の価値について 自然と人との関わりの歴史」(山梨県生涯学習推進センター「富士山と環境保全」講座 招待講演、2014年)

西川広平「中近世移行期の山地をめぐる村の由緒」(中央史学会、2014年)

##### 〔図書〕(計1件)

西川広平編『自然災害の記録化と伝承・信仰に関する研究』(科学研究費補助金基盤研究(C)報告書、2019年)

##### 〔その他〕

##### ホームページ等

Chuo Online「歴史から紐解く自然災害の記憶」

<https://yab.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/20190418.html>

#### 6. 研究組織

##### (2)研究協力者

研究協力者氏名：畑 大介

ローマ字氏名：(Hata, taisuke)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。